

議案第19号 専決処分した事件の承認を求めることについて
 (平成22年度習志野市一般会計補正予算(第6号))

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害の復旧に要する予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、承認を求めるものです。

- 1 歳入歳出補正予算 補正前 487億4,876万8千円
 補正額 8,000万円
 補正後 488億2,876万8千円
 (歳出概要) ・災害復旧事業(道路)

- 2 繰越明許費補正
 (追加) (単位:千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	災害復旧事業(道路)	80,000

- 3 債務負担行為補正
 (追加) (単位:千円)

事項	期間	限度額
(財)習志野文化ホール復旧工事費助成金	14年	80,000

(専決処分日) 平成23年3月24日

議案第20号 専決処分した事件の承認を求めることについて
 (平成22年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号))

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害の復旧に要する予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、承認を求めるものです。

- 1 歳入歳出補正予算 補正前 78億9,900万円
 補正額 6,000万円
 補正後 79億5,900万円
 (歳出概要) ・災害復旧事業(下水道)

- 2 繰越明許費補正
 (追加) (単位:千円)

款	項	事業名	金額
1 下水道事業費	2 事業費	災害復旧事業(下水道)	60,000

(専決処分日) 平成23年3月24日

議案第 2 1 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度習志野市一般会計補正予算 (第 1 号))

平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害の復旧に要する予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したため、承認を求めるものです。

1 歳入歳出補正予算	補正前	5 1 3 億 2, 0 0 0 万円
	補正額	2 億 7, 3 7 0 万円
	補正後	5 1 5 億 9, 3 7 0 万円

- (歳出概要)
- ・ 災害復旧事業 (老人福祉施設・心身障害児通園施設・海浜霊園・クリーンセンター・道路・公園・谷津干潟自然観察センター・市営住宅・総合教育センター・小学校・中学校・幼稚園・図書館・体育施設)
 - ・ 災害対応事業 (庁舎管理)

(専決処分日) 平成 2 3 年 4 月 1 日

議案第 2 2 号 専決処分した事件の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度習志野市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号))

平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害の復旧に要する予算の補正を行うに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したため、承認を求めるものです。

1 歳入歳出補正予算	補正前	7 2 億 2, 7 0 0 万円
	補正額	1 2 億円
	補正後	8 4 億 2, 7 0 0 万円

- (歳出概要)
- ・ 災害復旧事業 (下水道)

(専決処分日) 平成 2 3 年 4 月 1 日

議案第23号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(習志野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令の平成23年3月30日公布、同年4月1日施行に伴い、習志野市国民健康保険条例の一部を改正し、平成23年4月1日から施行するに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、承認を求めるものです。

健康保険法施行令の一部改正等に伴い、出産育児一時金を次のように改定しました。

	現 行	改正後
出産育児一時金	420,000円	420,000円 ① H21.10.1からH23.3.31までの間、暫定的に40,000円引き上げ支給していたものを政令改正に合わせて恒久化する。 ② 一律に支給していた産科医療補償制度に係る加算分(30,000円)を同制度の該当者に対してのみ加算して支給することとする。

(専決処分日)

平成23年3月31日

(施行期日等)

平成23年4月1日から施行し、施行日以後の出産に係る出産育児一時金から適用します。

議案第24号 専決処分した事件の承認を求めることについて

(習志野市税条例の一部を改正する条例の制定について)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した者に対する市税の減免を速やかに行う必要があるため、習志野市税条例の一部を改正するに当たり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、承認を求めるものです。

市民税、固定資産税及び都市計画税の減免に関する取扱いに関し、特例を定めました。

現 行	
1 減免の対象	
①市民税	東北地方太平洋沖地震により自らの生命、身体、家屋に著しい損害を受けた者 (条例第51条第1項第5号の「特別の事由があるもの」に該当)
②固定資産税及び都市計画税	市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた固定資産
2 減免の申請	減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して <u>市長に提出しなければならない。</u>
3 減免事由の消滅の申告	減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を <u>市長に申告しなければならない。</u>
(新 設)	
(東北地方太平洋沖地震に係る市民税、固定資産税及び都市計画税の減免の特例) 上記2による <u>申請書の提出及び3による減免に係る事由が消滅した場合における申告を省略することができる。</u>	

(専決処分日)

平成23年5月6日

(施行期日)

公布の日から施行します。

議案第25号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。